

前橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について（議案第42号）

共生社会推進課
教育委員会事務局総務課
社会福祉課
こども施設課
介護保険課
障害福祉課

1 改正の理由

栄養士法の改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 内容

次の条例における栄養士を対象とする規定について、栄養士の資格を有しない管理栄養士も対象とする規定に改める。

- (1) 前橋市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 前橋市学校給食共同調理場設置条例
- (3) 前橋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
- (6) 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (8) 前橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (9) 前橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (11) 前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (12) 前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (13) 前橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (14) 前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (15) 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例

(16) 前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(17) 前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

3 施行期日

令和7年4月1日